政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領

平成26年3月28日 政治資金適正化委員会決定

改正 平成29年 3月31日 改正 平成30年 8月 9日 改正 令和 元年 5月 1日 改正 令和 2年10月22日 改正 令和 3年 ●月 ●日

1 研修の目的

政治資金規正法第19条の30第1項第3号に基づき、政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治資金監査に関する研修で修得した専門的知識をフォローアップする研修(以下「フォローアップ研修」という。)を行うことで、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的とする。

2 フォローアップ研修対象者

政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治資金監査に関する 研修を修了した登録政治資金監査人

- 3 フォローアップ研修の実施 政治資金適正化委員会はフォローアップ研修において、次の研修を実施する。
 - (1) 政治資金監査実務の基礎知識の定着に資する研修 (以下「再受講研修」という。)
 - (2) 政治資金監査実務の向上に資する研修 (以下「実務向上研修」という。)
- 4 フォローアップ研修時間及び内容 フォローアップ研修に要する時間は5時間半程度とし、それぞれの時間 及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 再受講研修(全体は3時間程度、講義時間は2時間半程度)

政治資金監査に関する研修実施要領(平成20年12月10日政治資金適 正化委員会決定)の「3 研修時間及び内容」と同様とする。

- (2) 実務向上研修(全体は2時間半程度、講義時間は2時間15分程度) 主に以下の内容について講義を行うこととし、詳細は各年度に決定する。
 - ・政治資金監査のポイント
 - ・政治資金監査の質の向上
 - ・「政治資金監査に関する具体的な指針」及び「政治資金監査に関するQ &A|等の改定に伴う政治資金監査制度に関する変更点
 - 演習問題

5 フォローアップ研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法によりフォローアップ研修を実施する。

(1)集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

(2) リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

6 フォローアップ研修の受講

フォローアップ研修のうち、再受講研修は特に希望する者が受講するものであるが、実務向上研修はできる限り受講することが望ましい。

- 7 フォローアップ研修受講の手続
 - フォローアップ研修の受講申込手続については、次のとおりとする。
 - (1) フォローアップ研修受講申込書の提出

フォローアップ研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・リモート研修の別及び受講を希望する研修の日時・会場(リモート研修の場合は受講希望月)を記載した書面(「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書」(別紙様式1)。以下「フォローアップ研修受講申込書」という。)を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前までに郵送、ファックス又

は電子メールを送信する方法により提出する(必着)。

② リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限内に電子メールを送信する方法により提出する(必着)。

(2) 受講者の決定

政治資金適正化委員会は、フォローアップ研修受講申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内でフォローアップ研修受講者を速やかに決定し、各受講決定者に対して、次の区分に従い通知を行う。

- ① 集合研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した書面(「政治 資金監査実務に関するフォローアップ研修受講決定通知書」(別紙様式 2))を交付する。
- ② リモート研修 受講に必要な情報 (ID・パスワード、受講可能期間等) を通知する。
- (3) フォローアップ研修手数料 フォローアップ研修手数料は無料とする。
- (4) 提出期限の特例

政治資金適正化委員会は、(1) に定める提出期限後にフォローアップ 研修受講申込書が提出されたときは、その受講希望日時(リモート研修 の場合は受講希望月) のフォローアップ研修に空きがあり、かつ、当該 研修の受講に支障がないと認められる場合に、当該研修受講の手続を進めることができるものとする。

8 フォローアップ研修受講者の遵守事項

(1) 集合研修

受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、 政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(2) リモート研修

受講者は、指定された受講可能期間内に研修を受講しなければならない。また、動画視聴に係る規定を遵守するとともに、政治資金適正 化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

9 研修参加証明書の交付

(1)集合研修

政治資金適正化委員会は、研修修了後、希望するフォローアップ研修受講者に対し、研修受講証明書(別紙様式3)を交付する。

(2) リモート研修

政治資金適正化委員会は、研修修了後、希望するリモート研修受講者に対し、動画配信サービスにより修了証(様式は、動画配信サービスの仕様による。)を交付する。なお、動画配信サービス上で修了証が交付できない場合等においては、政治資金適正化委員会は、研修受講証明書(別紙様式3)を交付するものとする。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、フォローアップ研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

附則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附則

改正後の実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

令和2年度におけるフォローアップ研修は、「リモート研修実施要領」 (令和2年10月22日政治資金適正化委員会決定)に基づき実施する。

附則

改正後の実施要領は、令和3年●月●日から施行する。

(別紙様式1)

	申込日	令和	年	月	日
--	-----	----	---	---	---

政治資金適正化委員会事務局 あて

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書

氏 名			監査人	
			登録番号	
証 票	※リモート研修を希望	望する場合は、記入	入してください	\\
番号				
連絡先	電話番号			
	メールアドレス			

○集合研修の申込記入欄(受講希望日)

第1希望	(再受講研修)	令和	年	月	日()	会場	
	(実務向上研修)	令和	年	月	日()		
第2希望	(再受講研修)	令和	年	月	日()	会場	
	(実務向上研修)	令和	年	月	日()	会場	

○リモート研修の申込記入欄(受講希望月)

第1希望	令和 年	月
	再受講研修 /	「実務向上研修 / 左記両方(いずれかを□で囲んでください。)
第2希望	令和 年	月
	再受講研修 /	′実務向上研修 / 左記両方(いずれかを□で囲んでください。)

注意事項

- (1) リモート研修を希望する場合は、本申込書を政治資金適正化委員会事務局 (Email:tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp) 宛にメール送信してください。
- (2) 「登録番号」は、登録政治資金監査人証票(カード型)の氏名の下に、「証票番号」は、同証票の 左上に記載されている番号です。ご本人確認のため、必ず記入してください。
- (3) 「連絡先」は、研修受講に当たり使用し、その他の目的のために利用することはありません。
- (4) リモート研修の受講可能期間は、受講希望月の1日(受講月開始後の申込みの場合は登録日)から 月末までです。

質問事項欄			

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式2)

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会 事務局長

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講決定通知書

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について、下記のとおり受講者を 決定しましたので、通知します。

記

受	講者	 氏	名	
登	録	番	号	
研	修	日	時	(再受講研修) 令和 年 月 日()○○:○○~○○:○○
				(実務向上研修)令和 年 月 日()○○:○○~○○:○○
研	修	会	場	
携	彳	Ţ		

注意事項

(1) 研修当日、受付にて登録政治資金監査人証票により本人確認をしますので、必ず登録政治資金監査人証票をご持参ください。

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

研修受講証明書

受講者氏名	
-------	--

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第19条の30第1項第3号に基づく研修を 受講したことを証明する。

記

1 研修名 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修(〇〇〇〇)

(集合研修の場合)

- 2 開催日時
- 3 開催場所

(リモート研修の場合)

- 2 受講方式 リモート研修方式
- 3 受講完了日 令和〇年〇月〇日

研修受講証明

政治資金適正化委員会事務局

00.00.00

政治資金適正化委員会
事務局

※A4サイズ、カラー、地紋印刷